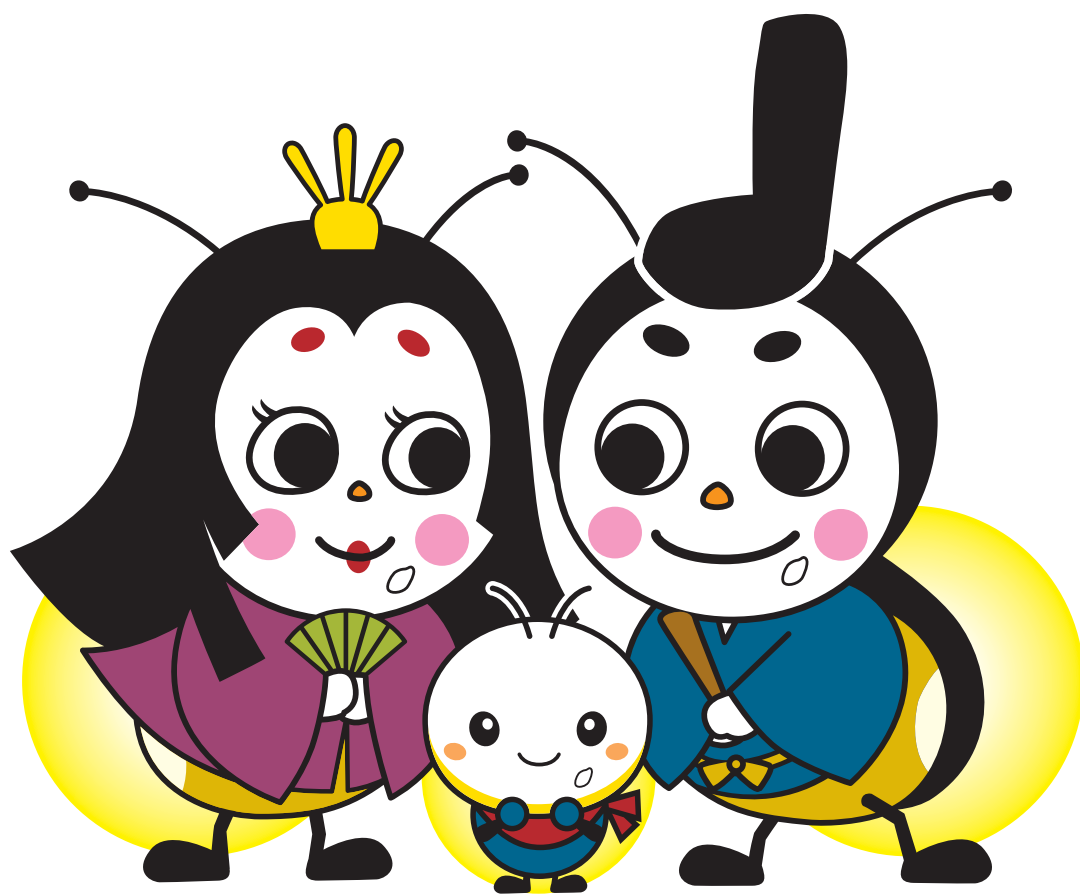


# 米原市キャラクター デザイン マニュアル



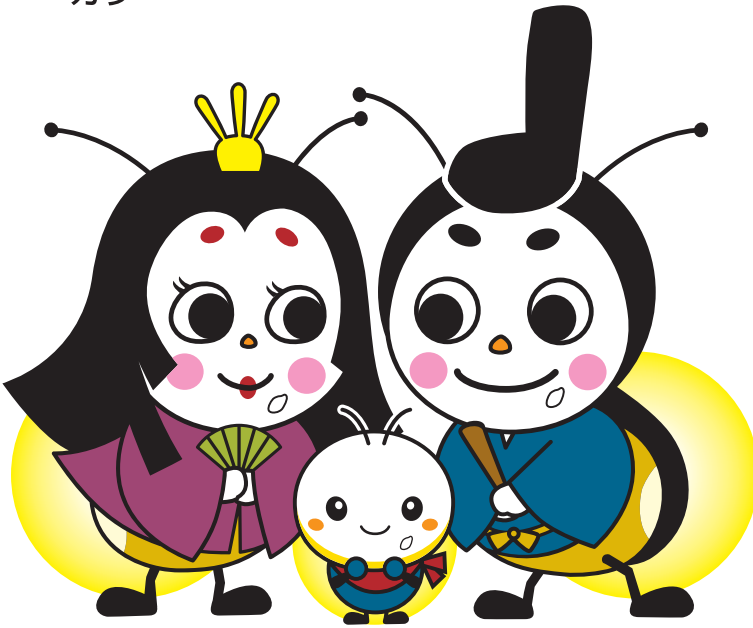
姫ママル

ホタルン  
(ほたるん)

源氏パパール

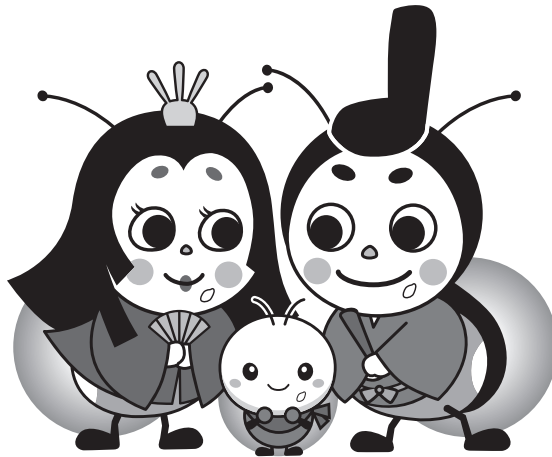
# キャラクター基本図形 1

## カラー

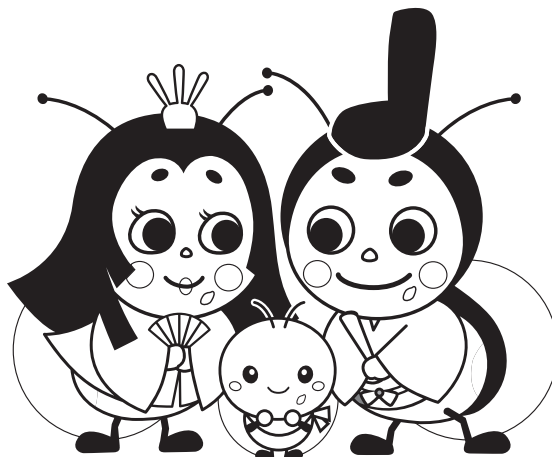


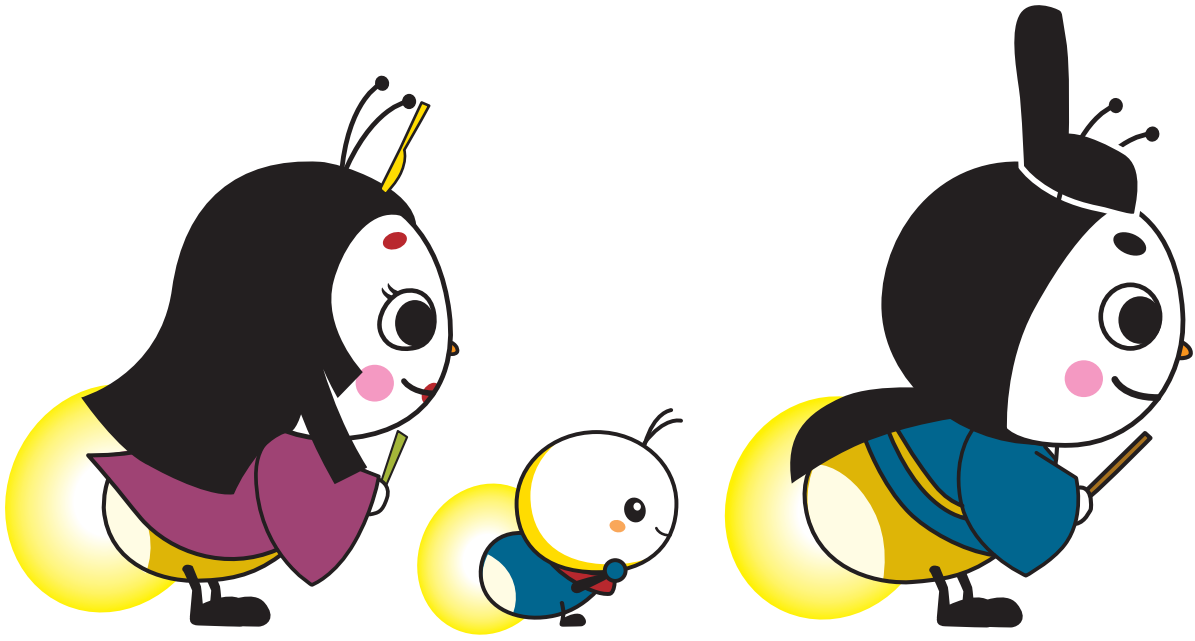
	DIC
■ BL100%	
■ C27% M80% Y20% BL18%	DIC 2479
■ C100% M60% Y30%	DIC 2389
■ M17% Y100% BL15%	DIC 207
■ Y100%	DIC 568
■ Y20%	DIC 2055
■ C30% M100% Y100%	DIC 645
■ C41% M14% Y100%	DIC 362
■ M50%	DIC 25
■ M50% Y100%	DIC 636
■ C20% M50% Y100% BL25%	DIC 2291

## 単色

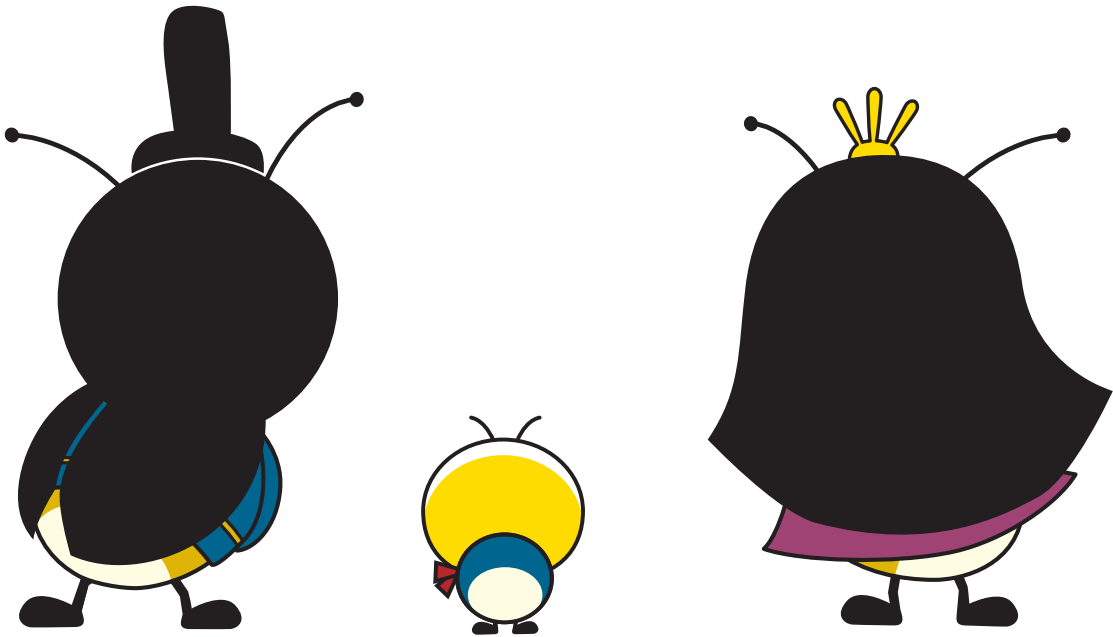


## 単色





側面



背面

---

はじめに

米原市シンボルキャラクターは、2008年10月1日に誕生しました。

このマニュアルは、今後、シンボルキャラクターが広く皆様に親しまれ、愛され、また、米原市の知名度と好感度アップを目指し、更なるまちの活性化につながるよう、図形や名称などを正しくご使用いただくため、使用基準を定めたものです。

皆様の積極的なご活用をお願い申し上げます。

---

米原市シンボルキャラクターの  
図形および名称の使用に際して

- (1) シンボルキャラクター図形および名称などキャラクターに関する著作権、使用権は米原市に属します。従って、キャラクター図形および名称を営利目的とする場合は、必ず事前に米原市の許可を受けてください。
- (2) キャラクター図形の使用は、以下に定められた規格に従って使用してください。キャラクター図形の一部のみの使用、および図形の改変などをする場合は、必ず事前に米原市の許可を受けてください。
- (3) キャラクターの表示色は、このマニュアルで示した色指定、または単色とします。
- (4) キャラクター図形を使用する物件の完成見本写真を使用開始前に米原市へ提出してください。
- (5) キャラクター図形や名称を商品、商業広告に使用する際の使用料は無料ですが、使用許可にあたっては、使用目的、使用方法を考慮し、決定いたします。

米原市シンボルキャラクター図形は、2008年4月に発足された「米原市シンボルデザイン検討委員会」で作製されたキャラクターデザインです。

米原市シンボルキャラクターの愛称は、市民、小学生、中学生から寄せられた675点の中から決定しています。

米原市のシンボルが「ホタル」であることから、キャラクターデザインを作製し、ホタルファミリーが共に助け合いながら、これからの未来が光り輝く「田舎都市・まいばら」を現しています。

---

シンボルキャラクター図形は、9つのポーズから成り立っています。以下に示すとおりご使用ください。

## 【使用基準】

キャラクターは、誰でも使用することができます。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1) 市の信用や品位を損なったり、損なうようなおそれがあるとき。
- (2) 自己のシンボルマーク、商標または意匠とするなど、独占的に使用したり、使用をおそれのあるとき。
- (3) 法令または社会の秩序に反したり、反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人や政党、宗教団体を支援したり、公認しているような誤解を与えたり、与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、市長がその使用について不適切であると認めるとき。

---

## 【使用上の注意】

営利を目的として使用する場合は、キャラクター使用申請書を市長に提出し、その許可を受けなければなりません。また、次のことを守ってください。

- (1) 許可された使用方法により使用すること。
- (2) 使用開始前には、完成物件が確認できる写真を提出すること。
- (3) 市長が別に定める色、形等を正しく使用すること。  
ただし、デザイン改変などをする場合は、営利を目的としない場合でも、キャラクター使用申請書を市長に提出しその許可を受けなければならない。
- (4) キャラクター使用の許可を受けた者が、許可された内容を変更しようとする時は、あらかじめキャラクター使用変更申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

---

## 【違反に対する取扱い】

- ・ 市長は、キャラクターを使用している者（使用の許可を受けた者を除く。）が使用基準で示した（1）から（5）に規定する事項に違反した時は、その使用の差止めの請求や必要な指示などを行うものとし、請求や指示を受けた者は、直ちにその請求等に従わなければならない。
- ・ 市長は、キャラクターの使用の許可を受けた者が使用上の注意で示した（1）から（4）を守らなかった時、または違反した時は、その許可を取り消すものとし、この場合に許可の取消しを受けた者に損害が生じても、市は責任を負いません。



## シンボルキャラクターを使用したい時は・・・



AおよびBに該当する場合は、申請が必要になりますので、フローチャートに従って申請してください。

A．営利を目的としてキャラクターを使用する場合

B．営利を目的としないが、基本図形1～キャラクター図形9以外を使用する場合  
( 営利を目的としないで、基本図形1～キャラクター図形9までのいずれかを  
使用する場合は、申請する必要はありません。)

## シンボルキャラクターの使用まで・・・フローチャート

市民・事業者等(キャラクターを使用したい方および団体等)

市役所へ申請 (様式第1号 シンボルキャラクター使用申請書)

市役所で使用に関する確認・審査

決定・許可等 (様式第2号 シンボルキャラクター使用(変更)許可書)

申請した市民・事業者等への通知

許可書等の送付

使用許可通知の受領

使用の決定

シンボルキャラクターの使用開始

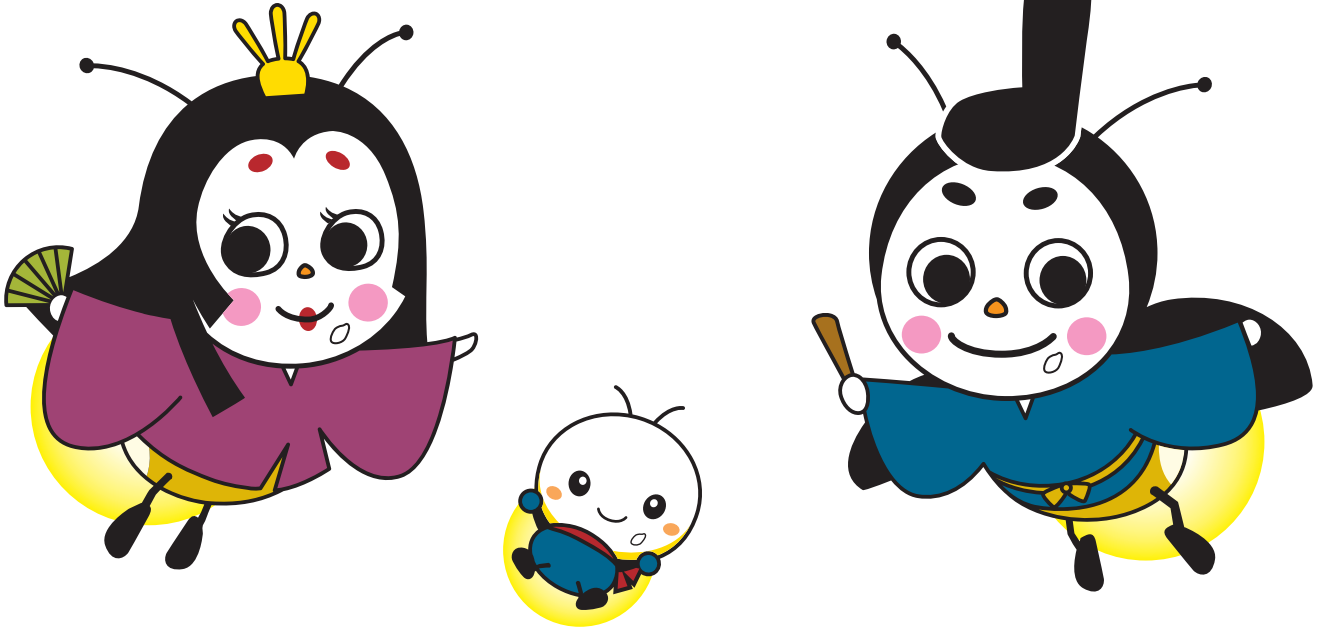
使用開始前に、完成  
物件が確認できる写  
真を、市へ提出して  
ください。



姫ママル ホタルン (ほたるん) 源氏(むす)

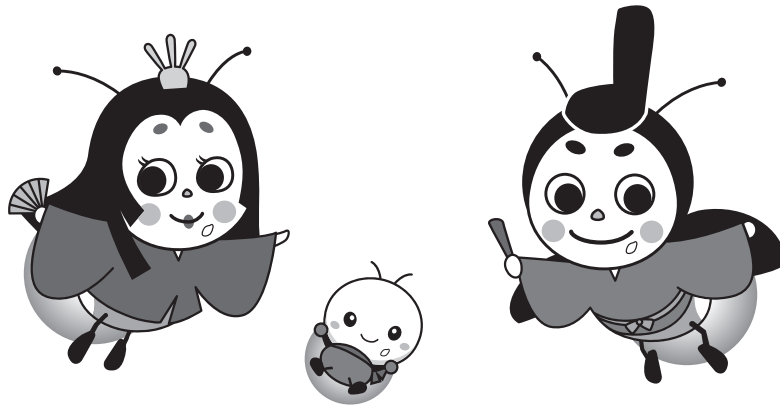
ご活用をよろしくお願ひします！

カラー



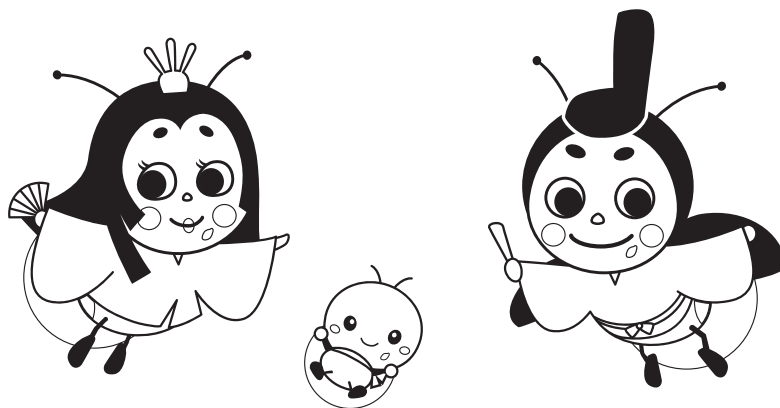
---

単色



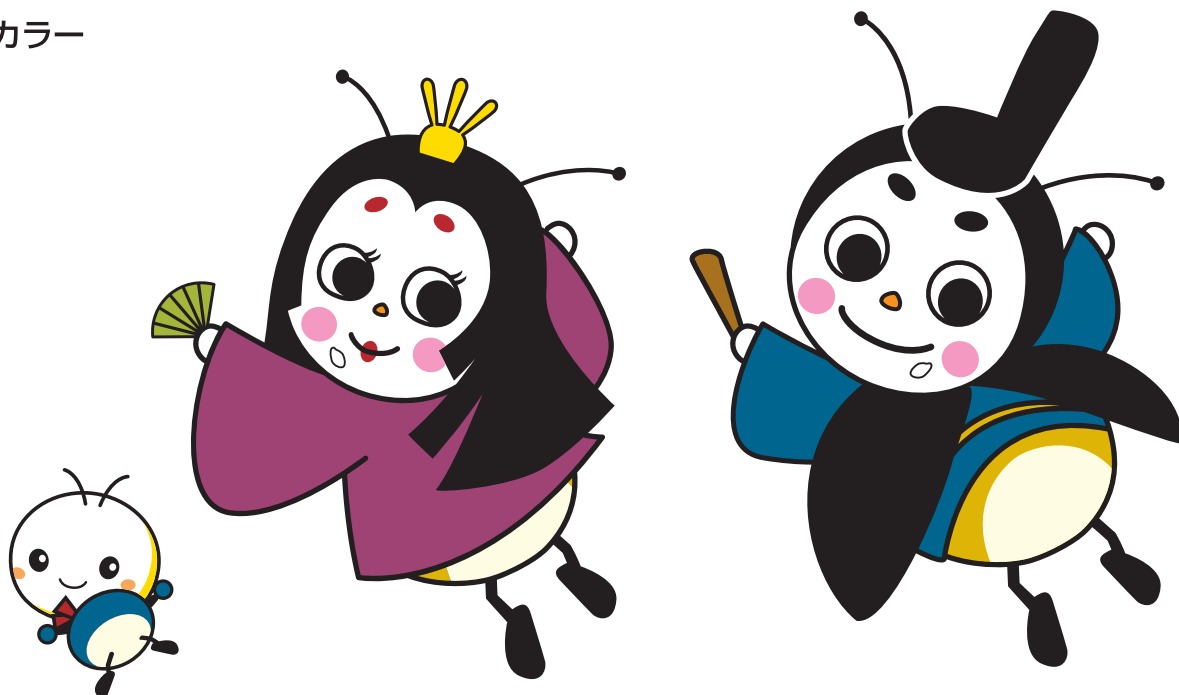
---

単色

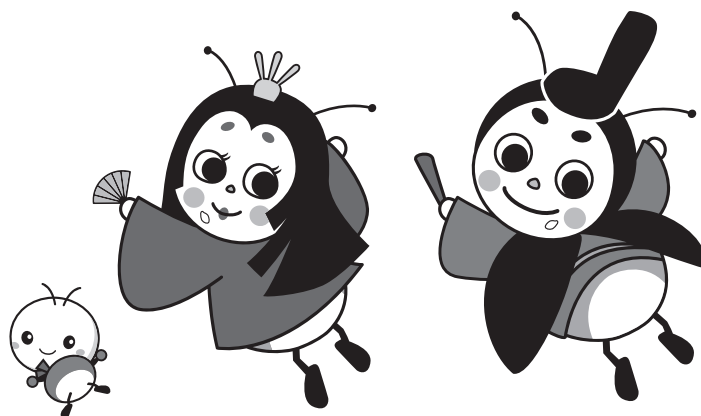




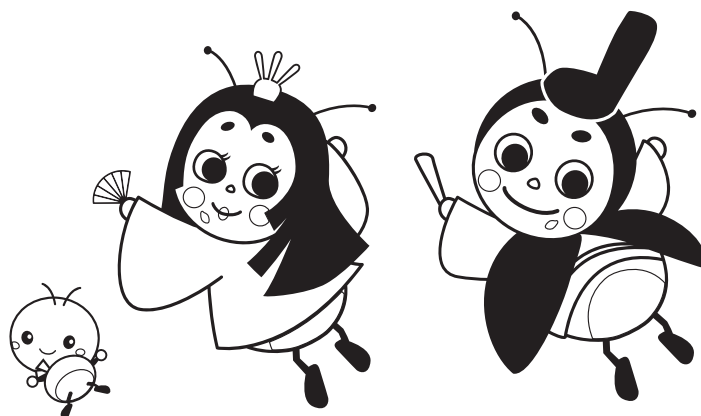
カラー



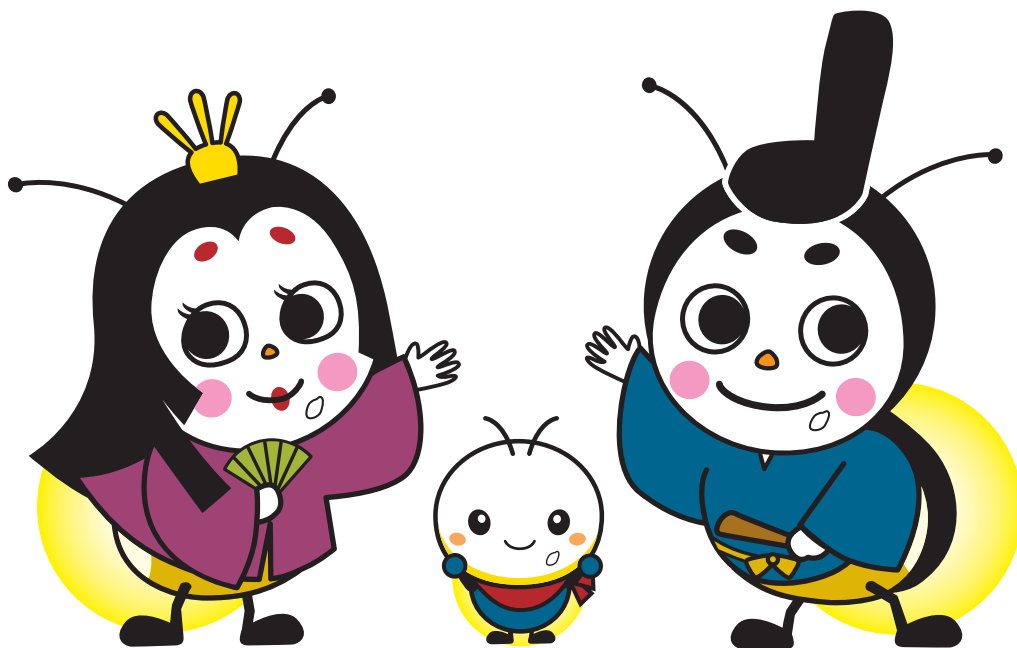
単色



単色

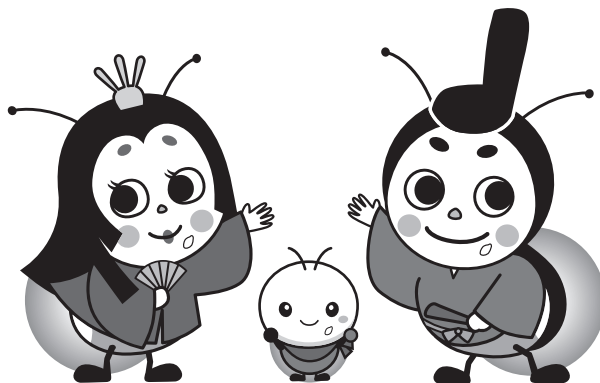


カラー



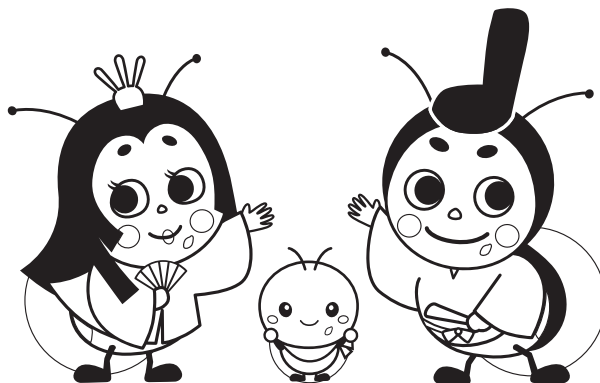
---

単色

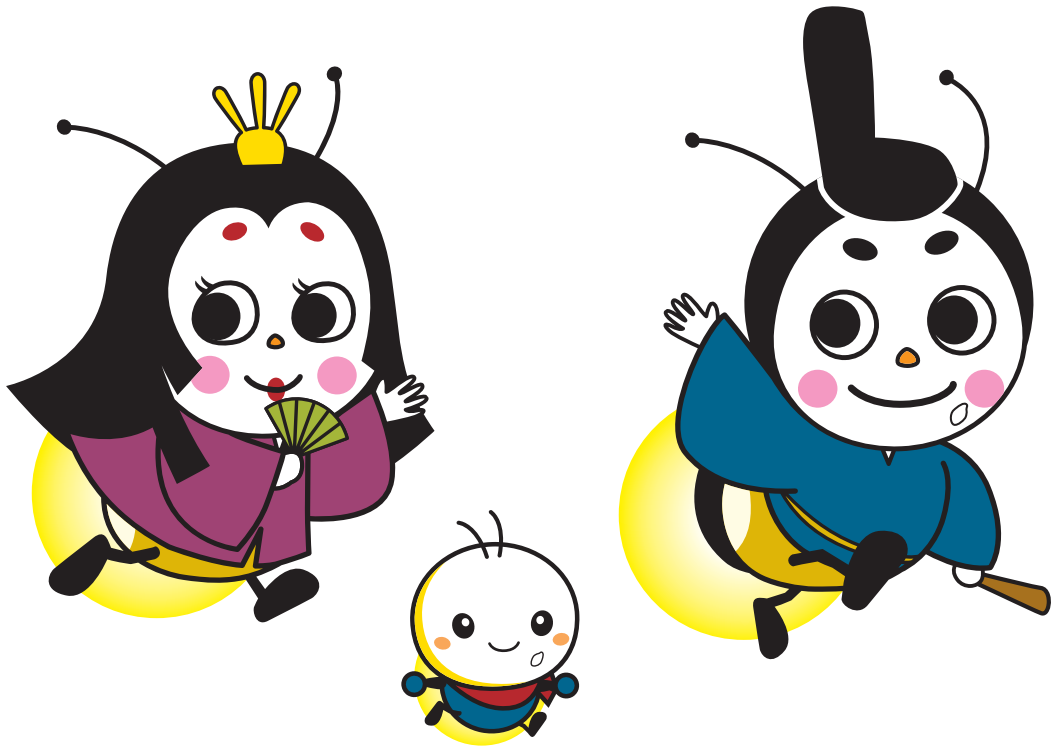


---

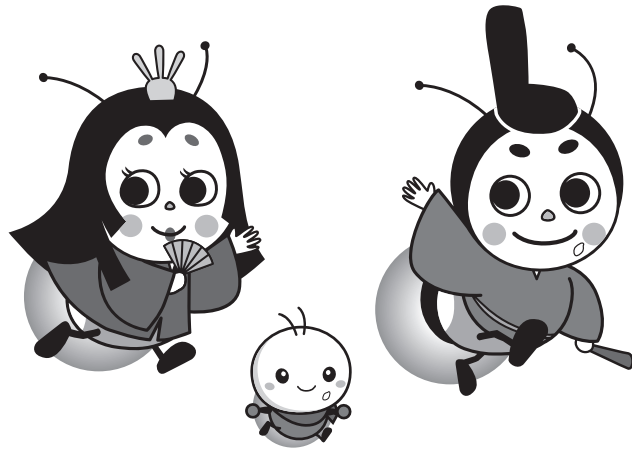
単色



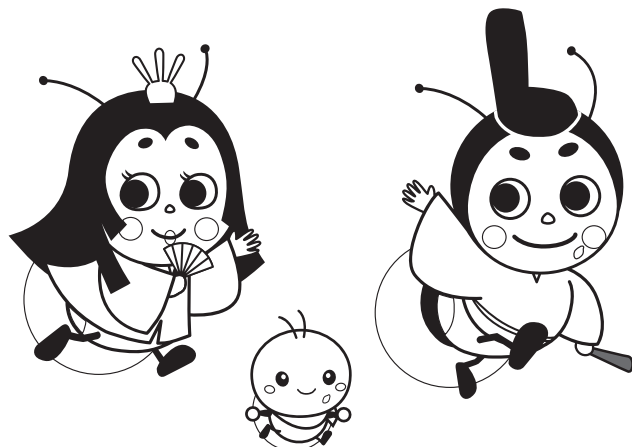
カラー



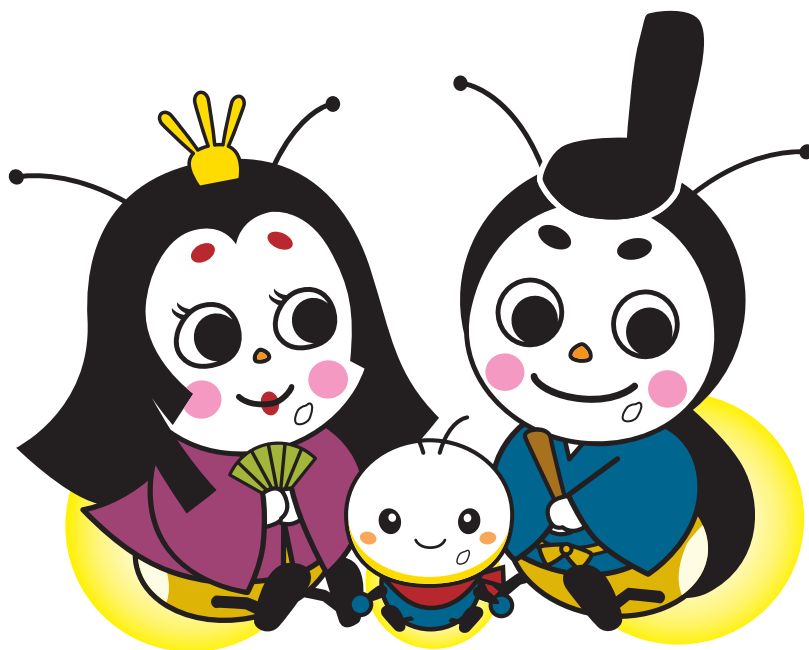
単色



単色

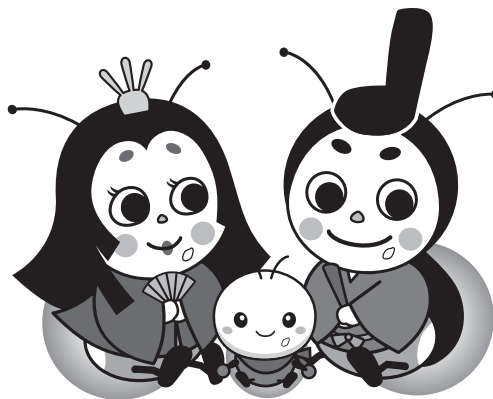


カラー



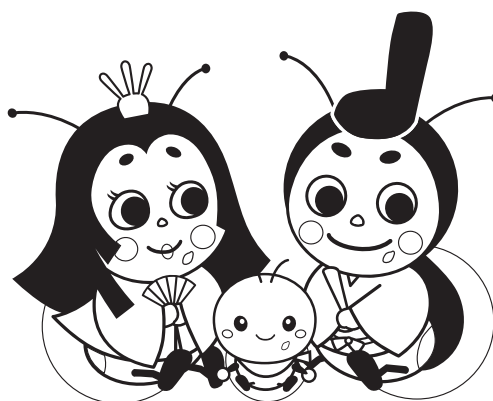
---

単色

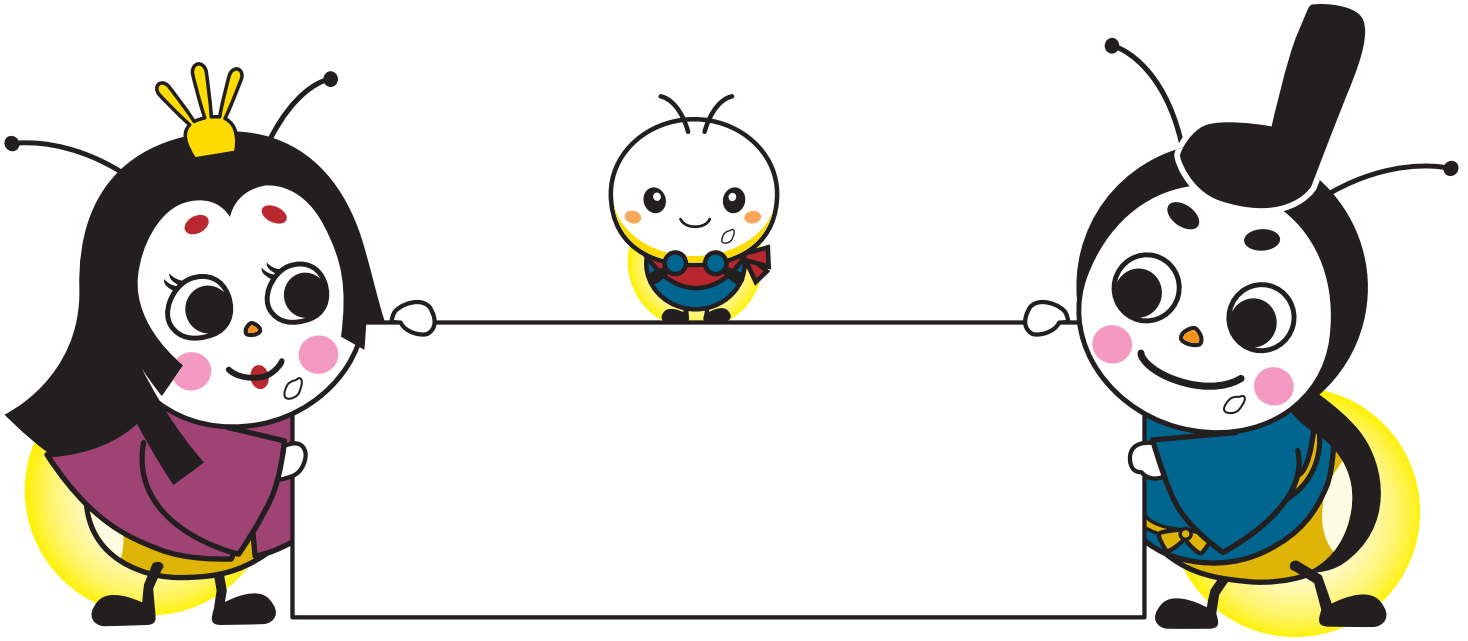


---

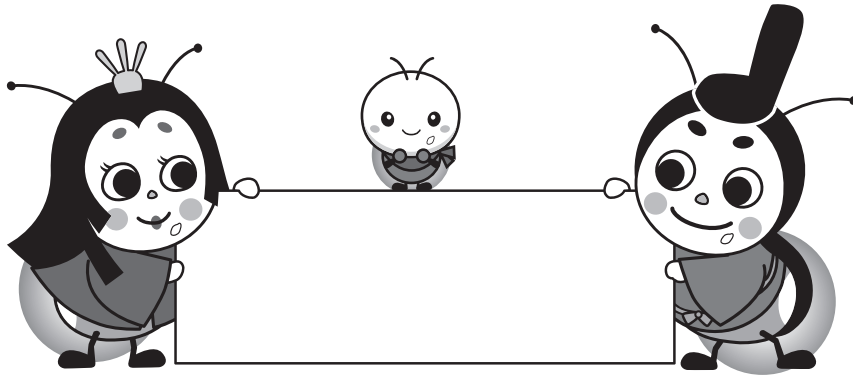
単色



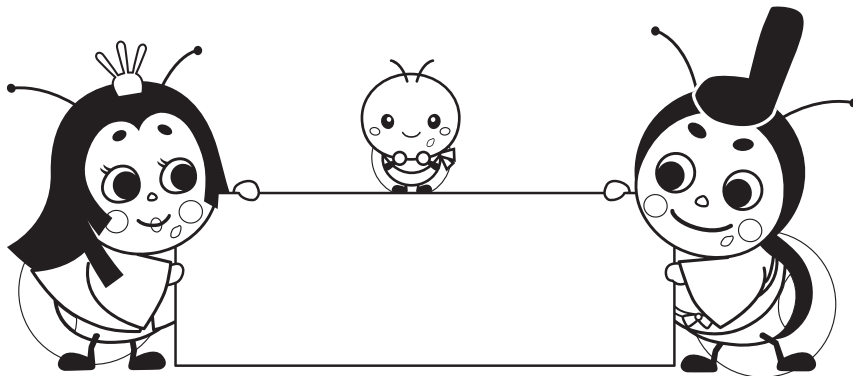
カラー



単色

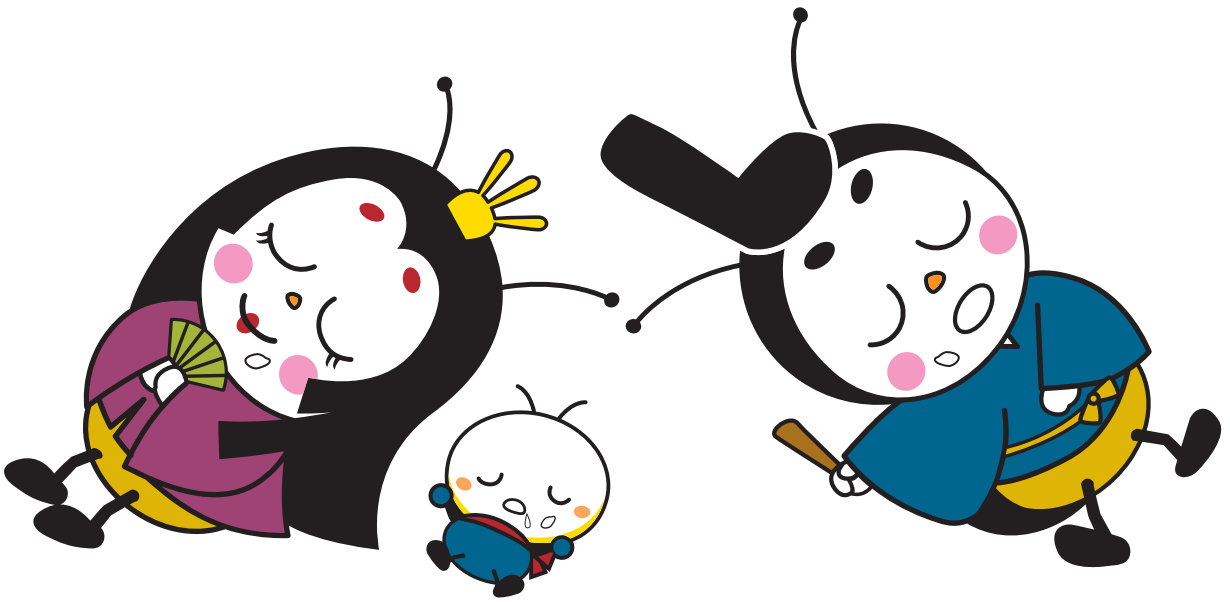


単色



キャラクター図形8

---



キャラクター図形9

---

